

第 65 期

# 報告書

2021年4月1日から  
2022年3月31日まで

東京コスモス電機株式会社

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

利益配分につきましては、連結業績を重視し将来の会社を取り巻く環境なども勘案しながら実施してまいります。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は42,468,720円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月24日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	いわさきよしき 岩崎美樹 (1955年1月24日)	1976年 7月 松下寿電子工業(株) (現P H C(株)) 入社 2001年 1月 アメリカ松下寿電子工業(株)社長 2004年 4月 松下寿電子工業(株)ビジュアルプロダクツ技術統括グループマネージャー 2006年 1月 パナソニック四国エレクトロニクス(株) (現P H C(株)) ビジュアルプロダクツ第1ビジネスグループマネージャー 2012年 1月 パナソニックヘルスケア(株) (現P H C(株)) マーケティング本部医療システムソリューション参事 2014年 6月 当社執行役員生産本部副本部長 2017年 6月 代表取締役社長 (現)	2,400株
[選任理由] 同氏は長年にわたり電機業界において、技術開発・品質管理などを経験し、ものづくりに造詣が深く、またアメリカ松下寿電子工業(株)の社長を務め、会社経営の経験を有しています。当社においては、執行役員生産本部副本部長として生産効率化、品質向上、新製品プロジェクトの立ち上げ、業務革新運動の推進等に大きく貢献しました。2017年6月には代表取締役社長に就任し、当社業績を大きく拡大されました。同氏は、当社のさらなる発展のために必要な人材であると判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
2	なかじまひでお 中島秀雄 (1959年10月2日)	1982年 4月 日本精工(株)入社 2003年 4月 同社産業機械事業本部、電機営業部部長 2011年 6月 同社執行役就任 2013年 6月 同社執行役常務就任 2016年 6月 N S Kマイクロプレシジョン(株)専務取締役就任 2019年 5月 当社入社 海外営業本部顧問 2020年 4月 営業本部副本部長 2020年 6月 取締役営業本部長 2021年 6月 常務取締役営業本部長 生産本部担当 (現)	300株
[選任理由] 同氏は、大手部品会社の執行役常務等を経験し、部品業界において幅広い知識と人脈を有しております。同氏は2社にわたり重責を歴任し、会社経営の経験を有しております。2020年6月より取締役、2021年より常務取締役として、営業本部、生産本部の業務改善に注力し、今後とも当社発展のために必要な人材と判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
3	わた なべ かず お 渡 邊 一 雄 (1962年6月13日)	1985年 4月 当社入社 2008年 9月 技術部技術ユニットマネージャー 2014年 6月 生産本部技術開発部長 2017年 6月 執行役員生産本部副本部長 2020年 6月 執行役員技術本部長 2021年 6月 取締役技術本部長 2022年 4月 取締役品質保証本部長 (現)	300株
	[選任理由] 同氏は長年にわたり、技術部門に従事し、グループ全体の開発・生産部門の業務執行にリーダーシップを発揮しました。2021年6月には取締役として技術本部の業務改革に注力しておりますので、今後もかかる案件の発展のため必要な人材と判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
4	ふじ き たか とし 藤 木 貴 年 (1964年8月1日)	1987年 4月 当社入社 2016年 6月 生産本部技術開発部長 2020年 6月 執行役員技術本部副本部長 2022年 4月 執行役員技術本部長 (現)	400株
新任	[選任理由] 同氏は長年にわたり、技術部門に従事し、グループ全体の開発・生産部門の業務執行にリーダーシップを発揮しました。今後もかかる案件の発展のため必要な人材と判断しましたので、取締役として選任をお願いするものであります。		
5	うえ だ さとし 植 田 聡 (1961年12月29日)	1986年 4月 東北金属工業(株) (現株トーキン) 入社 2010年 4月 NECエナジーデバイス(株) (現株エンビジョンA E S Cジャパン) 移籍 2019年 4月 (株)エンビジョンA E S Cジャパン移籍 2021年 3月 当社入社 経理部顧問 2021年 7月 管理本部経理部長 2022年 4月 管理本部副本部長兼経理部長 (現)	0株
新任	[選任理由] 同氏は長年にわたり、財務経理等の内務部門を中心とした経歴を持ち、海外での勤務経験も豊富であります。その知識と経験を当社の経営に生かしてもらうため、取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1 新任	えの もと なお み 榎本尚巳 (1960年10月22日)	1982年10月 当社入社 2001年8月 営業部第一販売ユニット神奈川営業所所長 2002年6月 営業部第三販売ユニット水戸営業所所長 2010年4月 品質保証部マネージャー 2015年5月 営業本部営業部長 2018年4月 営業本部副本部長兼営業部長 2018年6月 執行役員営業本部副本部長 2019年6月 取締役営業本部副本部長（現）	400株
	[選任理由] 同氏は、営業職として製品の拡販に取組む一方、2015年5月以降は営業部長として営業戦略を実施し、また人材育成に手腕を発揮しました。かつ、当社業務についての深い見識を有しており、監査等委員である取締役にふさわしいと判断し選任をお願いするものであります。		
2	おの まさ のり 小野正典 (1948年8月27日)	1975年4月 第二東京弁護士会登録 1980年4月 神谷町総合法律事務所パートナー 2001年8月 東京リベルテ法律事務所パートナー（現） 2002年4月 第二東京弁護士会副会長、東京簡易裁判所民事調停委員 2007年2月 最高裁判所刑事規則制定諮問委員 2011年6月 法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会委員 2014年6月 当社取締役 2016年6月 当社取締役（監査等委員）（現）	0株
	[選任理由] 同氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高度な知識を有しています。同氏は、コーポレートガバナンス強化のために必要不可欠な人材であると判断し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
3	きた の まさ のり 北 野 雅 教 (1952年8月26日)	1975年 4月 伊藤忠商事(株)入社 2002年 4月 伊藤忠(中国)集团有限公司経営企画部長 2004年 4月 伊藤忠商事(株)中国経営企画部長 2006年 4月 伊藤忠(中国)集团有限公司総経理 2008年 4月 伊藤忠商事(株)審議役中国総代表補佐 2011年 6月 シーアイ化成(株)常勤監査役 2015年 6月 当社監査役 2016年 6月 当社取締役(監査等委員)(現) 2020年 3月 (株)ビューネットホールディングス(現(株)ビューネットコーポレーション) 社外監査役(現)	1,300株
[選任理由] 同氏は、大手商事会社において中国関係会社の総経理等を経験し、当社が注力している海外ビジネスに精通しており、また大手メーカーの監査役を経験し、業務監査や会計監査にも精通しています。当社においては、特に海外業務を中心に経営の監査・監督をされました監査等委員である取締役として必要不可欠な人材であると判断し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。			
4	もり た たか こ 森 田 貴 子 (1970年5月17日)	1998年12月 税理士登録、森田貴子税理士事務所(現) 1999年11月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 2003年 1月 朝日KPMG税理士法人(現KPMG税理士法人) 2003年12月 (株)ユナイテッド・パートナーズ会計事務所パートナー(現) 2018年 6月 当社取締役(監査等委員)(現)	0株
[選任理由] 同氏は、税理士として専門的な知識・経験を有しています。財務・会計に関する幅広い知見をもって、当社経営の監査・監督に相応しい人材であると判断し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小野正典氏、北野雅教氏及び森田貴子氏は、社外取締役候補者であります。なお、小野正典、北野雅教、森田貴子の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお社外取締役の独立性判断基準はインターネット上の当社ウェブサイトに記載されておりますのでご参照ください。
3. 小野正典氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって8年となり、その内6年は社外取締役監査等委員であります。北野雅教氏の社外取締役監査等委員就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。森田貴子氏の社外取締役監査等委員就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査等委員である取締役候補者4名との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意で重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項に定める金額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、監査等委員である取締役候補者4名が選任された場合は、引続き4氏は会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 当社の取締役を求める専門性と経験 (スキル・マトリックス)

			在任年数	取締役会出席状況	特に専門性を発揮できる分野・経験							委員会		
					企業経営	グローバル経営	内部統制・ガバナンス	技術・ものづくり	営業・マーケティング	財務会計・ファイナンス	人事労務	監査等委員会	指名報酬委員会	
岩崎美樹	代表取締役社長		5年	15回/15回	●	●	●	●						○
中島秀雄	専務取締役		2年	15回/15回	●	●	●		●					
渡邊一雄	取締役		1年	12回/12回				●						
藤木貴年	取締役		—	—				●						
植田聡	取締役		—	—		●				●	●			
榎本尚巳	取締役 監査等委員		3年	15回/15回				●	●			◎	○	
小野正典	取締役 監査等委員	社外 独立	8年	14回/15回			●					○	◎	
北野雅教	取締役 監査等委員	社外 独立	7年	15回/15回		●	●					○	○	
森田貴子	取締役 監査等委員	社外 独立	4年	15回/15回			●			●		○	○	

- (注) 1. 定時株主総会で議案が承認された後の予定体制に基づいております。  
 2. 主なスキルのうち最大4つを表示しており、有する全ての知見を表すものではありません。  
 3. 在任年数には取締役・取締役監査等委員・監査役を含みます。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役は除く）の報酬等の額は、2016年6月24日開催の第59回定時株主総会において、年額120百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、株主の皆様との一層の価値共有を進めると共に対象取締役の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社を対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式を年額30百万円の範囲で割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。

現在の取締役は5名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名となります。

### 1. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対して、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき当社の普通株式について発行又は処分をするものいたします。

対象取締役に割り当てるために発行又は処分される普通株式の総数は、1事業年度20,000株以内とします。ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割り当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他当該総数の調整が必要な事由が生じた場合には、かかる分割比率または併合比率等に応じて調整されるものとします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対する当社普通株式の発行又は処分にあたっては、後記2.に記載のとおり金銭の払込み等は要しませんが、対象取締役の報酬額は、1株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）をもとに算出します。また、各対象取締役への具体的な配分については、指名報酬委員会の審議・答申を踏まえて取締役会において決定することといたします。

### 2. 譲渡制限付株式の発行等に伴う払込み等に関する事項

本譲渡制限付株式の発行または自己株式の処分は、対象取締役の報酬等として発行等するものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み等は要しません。

### 3. 対象取締役に付与する譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結いたします。

#### (1) 譲渡制限期間

当該対象取締役は、本割当契約により割り当てを受けた日より30年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式により割り当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### (2) 退任時の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間の満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡又はその他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前にその地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4) 無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発行日に先立ち、譲渡制限を解除する。かかる場合においては、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (6) その他の事項

本割当契約に関するその他事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

(添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、4～9月は新型コロナウイルス感染症の影響が続いたものの、各国において様々な工夫がなされ、経済活動も徐々に動き始め緩やかに推移いたしました。10～3月は総じて回復基調にあるもののワクチンの接種状況や変異株の影響に加え、原材料の高騰、電力料の高騰など景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの属する電子部品業界におきましては、テレワーク急増によるパソコン需要の増加等はありませんでしたが、車載部門では半導体不足による影響の拡大が今後の経済活動に影響を与える可能性があります。

このような情勢下、当社グループは営業活動を強化し通期としては中国を中心に需要が堅調に伸び、10～3月には車載用電装部品を中心に半導体供給不足や新型コロナウイルス感染症の影響により軟調に推移いたしました。売上高は9,511百万円（前期比20.9%増）となりました。

利益面につきましては、売上高増と不採算製品の価格見直し及び生産子会社の生産活動が好調に推移しましたため、営業利益は795百万円（前年同期は48百万円）となりました。また、営業外収益には急激な円安により、為替差益を83百万円計上し、経常利益は885百万円（前期比338.5%増）となりました。法人税、住民税及び事業税を176百万円、法人税等調整額を91百万円それぞれ計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は630百万円（前年同期は161百万円の損失）となりました。

当期の1株当たりの配当金につきましては、30円の予定であります。

## (2) 報告セグメント別売上状況

セグメントの業績につきましては次のとおりであります。

### セグメント別売上金額

セグメント	第64期 (前連結会計年度) (2021年3月期)		第65期 (当連結会計年度) (2022年3月期)		前期比 増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
可変抵抗器	3,425	43.6	4,431	46.6	29.4
車載用電装部品	4,211	53.5	4,777	50.2	13.4
その他	227	2.9	301	3.2	32.6
合計	7,865	100.0	9,511	100.0	20.9

#### ○可変抵抗器

一部の不採算製品の価格見直しによる効果と中国市場が堅調に推移したことにより、売上高は4,431百万円（前期比29.4%増）となりました。売上高の増加などにより、セグメント利益（営業利益）は1,026百万円（前期比98.1%増）となりました。今後も生産体制を維持しつつ、需要状況を注視してまいります。

#### ○車載用電装部品

新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、年間を通して堅調に推移いたしましたが、一部半導体の供給不足による客先の生産調整により減少したのものもあるなか、売上高は4,777百万円（前期比13.4%増）となりました。当セグメントは減価償却費など固定費比率が高いものの、売上高の増加に伴い、セグメント利益（営業利益）は、357百万円（前期比631.5%増）となりました。

#### ○その他

その他部門の売上は、年間を通して堅調に推移し、売上高は301百万円（前期比32.6%増）となりましたが、セグメント利益（営業利益）は60百万円（前期比39.3%減）となりました。

## (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資は、会津コスモス電機株式会社及び白河コスモス電機株式会社の機械・装置等で総額は229百万円であり、主に設備更新等であります。状況は次のとおりであります。

可変抵抗器関連	41百万円
車載用電装部品関連	170百万円
その他	18百万円

#### (4) 資金調達の状況

当連結会計年度における運転資金は、自己資金及び借入金等により賄っております。  
主な借入金 は取引銀行変更に伴う借り換えを実行した350百万円であります。

#### (5) 対処すべき課題

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響長期化、ウクライナ情勢、原材料の高騰及び入手困難、電力料の高騰等、引き続き先行き不透明な問題が続くものと考えております。今後も生産効率の向上、販売収益の改善に努めてまいります。また、新規事業領域の開拓と新製品開発を促進し、ものづくり戦略としては環境・自動運転への対応を強化し、トータル品質の向上を行うことで顧客の信頼を得てゆくこととします。

2021年3月に当社グループは中期経営計画を発表しており、そこでの経営課題として「構造改革」「新規事業領域の開拓と新製品開発」を挙げており、そのための事業戦略と主な施策は次のとおりであります。

##### ①営業戦略ビジネスモデル変革と収益向上

- ・既存・新規ビジネスの収益改善
- ・受注の選択と集中・収益管理強化
- ・中国販売体制構築・アセアン・インド市場チャネル（販売店）開拓
- ・新製品・新分野・新商材の開拓

##### ②ものづくり戦略環境・自動運転への対応

- ・自動運転に向けた視認性確保に対する製品開発
- ・燃料電池車両に向けた製品開発
- ・環境規制に対応した製品開発
- ・SMD（表面実装デバイス）化商品の拡充
- ・SCMの再構築・生産技術力改善と強化
- ・コーポレートQMSの立上げ

##### ③その他戦略

- ・構造改革に伴う業務の見直し
- ・有利子負債削減
- ・人材育成の充実

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

### 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	単 位	第62期	第63期	第64期	第65期
		(2019年3月期)	(2020年3月期)	(2021年3月期)	(当連結会計年度 (2022年3月期))
売 上 高	百万円	10,237	8,933	7,865	9,511
経 常 利 益	百万円	617	105	201	885
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	百万円	367	41	△161	630
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	円	234.89	26.77	△104.40	432.33
総 資 産	百万円	12,101	11,405	13,084	12,732
純 資 産	百万円	4,066	3,969	3,947	4,679

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 当連結会計年度より「収益認識会計基準」等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
3. 第62期は、民生用可変抵抗器の売上が増加しましたが、車載用電装部品及び設備売上が減少したため前年とほぼ同額の売上高となりました。利益面では、補助金収入や為替差益により増益となりました。
4. 第63期は、中国経済減速の影響や新型コロナウイルスの影響で生産及び売上が減少したため、売上高は前期比12.7%の減少となりました。利益面では稼働率の低下による生産工場の損益の悪化により減益となりました。
5. 第64期は、前期に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により販売が減少したため、売上高は前期比12.0%の減少となりました。利益面では、経費の削減などに注力しましたが、減収幅に追い付かず減益となりました。
6. 当連結会計年度の状況につきましては、15頁の「1.企業集団の現況に関する事項（1）事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
会 津 コ ス モ ス 電 機 (株)	192	100.0	車載用電装センサ、車載用フィルムヒーター製造
白 河 コ ス モ ス 電 機 (株)	60	100.0	車載用電装センサ、車載用フィルムヒーター製造
中 津 コ ス モ ス 電 機 (株)	12.5	100.0	半固定抵抗器、車載用電装センサ製造
台湾東高志電機股份有限公司	25,000 (千NT\$)	100.0	可変抵抗器、半固定抵抗器販売
TOCOS AMERICA, INC.	300 (千US\$)	100.0	可変抵抗器、半固定抵抗器販売
煙台科思摩思電機有限公司	150	100.0	車載用電装センサ製造
煙台科思摩思貿易有限公司	10	100.0	車載用電装センサ、可変抵抗器販売
広州東高志電子有限公司	4,000 (千US\$)	100.0 (17.6)	可変抵抗器、車載用電装センサ製造

(注) 出資比率の ( ) は間接所有割合の内数であります。

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

当社グループの主な事業は、輸送用機器、通信機、電子機器、電気器具並びに光学機器の部品及び部分品の製造販売並びにこれに付帯する事業であります。

当社グループの主要製品をセグメント別に分類すれば次のとおりであります。

セグメント	主 な 製 品 名	主 な 用 途
可 変 抵 抗 器	可変抵抗器及び半固定抵抗器	計測器、無線機器、制御機器、各種電源、OA機器、放送・通信機器、AV機器、太陽光発電、映像機器、アミューズメント、医療機器、ロボット
車載用電装部品	車載用電装センサ、面状発熱体	ポジションセンサ、トルクセンサ、角度センサ、車載用フィルムヒーター、非接触センサ
そ の 他	回路基板、ディップスイッチ、抵抗器、光電変換素子、トリマキャパシタ	デジタル制御機器、入力装置、表示装置、音響機器、移動体通信機器、電力監視機器、温度監視機器、通信機器

(9) 企業集団の主要拠点

当社本社 神奈川県座間市相武台二丁目12番1号

①営業拠点

名 称	所 在 地
本 社	神奈川県座間市
東 京 営 業 所	東京都千代田区
大 阪 営 業 所	大阪府大阪市
名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋市
台 湾 東 高 志 電 機 股 份 有 限 公 司	台湾 台北市
TOCOS AMERICA, INC.	米国 イリノイ州 シャンバーグ市
煙 台 科 思 摩 思 貿 易 有 限 公 司	中国 山東省煙台市

②生産拠点

名 称	所 在 地
本 社	神奈川県座間市
会 津 コ ス モ ス 電 機 (株)	福島県会津若松市
白 河 コ ス モ ス 電 機 (株)	福島県白河市
中 津 コ ス モ ス 電 機 (株)	大分県中津市
煙 台 科 思 摩 思 電 機 有 限 公 司	中国 山東省煙台市
広 州 東 高 志 電 子 有 限 公 司	中国 広東省広州市

## (10) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
703名	68名減	37.1歳	10.7年

- (注) 1. 当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。  
 2. 上記従業員の他に20名の臨時雇用者がおります。  
 3. 平均年齢、平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。  
 4. 減少の主な要因は、希望退職者募集を行い、2021年4月末に28名退職したことによるものであります。

## (11) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
	百万円
株式会社商工組合中央金庫	856
株式会社東邦銀行	701
株式会社三菱UFJ銀行	686
株式会社三井住友銀行	664
株式会社日本政策金融公庫	534
株式会社横浜銀行	412

- (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,200,000株  
 (2) 発行済株式の総数 1,415,624株 (自己株式 165,626株を除く)  
 (3) 株 主 数 2,441名 (前期末比 359名減)  
 (4) 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
コ ス モ ス 取 引 先 持 株 会	86	6.10
成 成 株 式 会 社	77	5.44
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	52	3.68
セ コ ム 損 害 保 険 株 式 会 社	47	3.36
株 式 会 社 岡 三 証 券 グ ル ー プ	40	2.82
G M O ク リ ッ ク 証 券 株 式 会 社	23	1.68
丸 庸 夫	21	1.53
松 井 証 券 株 式 会 社	20	1.43
松 元 利 規	20	1.41
成 川 武 彦	20	1.41

(注) 持株比率は自己株式 (165,626株) を控除して算出し、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の状況（2022年3月末現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩 崎 美 樹	
常務取締役	中 島 秀 雄	営業本部長 生産本部担当
常務取締役	飯 嶋 正 明	管理本部長
取 締 役	榎 本 尚 巳	営業本部副本部長
取 締 役	渡 邊 一 雄	技術本部長
取締役(監査等委員)	岡 野 好 孝	常勤
取締役(監査等委員)	小 野 正 典	東京リベルテ法律事務所パートナー
取締役(監査等委員)	北 野 雅 教	(株)ビューネットコーポレーション社外監査役
取締役(監査等委員)	森 田 貴 子	(株)ユナイテッド・パートナーズ会計事務所パートナー

(注) 1. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。

2021年6月24日開催の第64回定時株主総会において、渡邊一雄氏が取締役に選任され、就任いたしました。

2. 取締役小野正典、北野雅教及び森田貴子の3氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. コーポレートガバナンス・コード補充原則4-8-2に対する当社対応として経営陣と連絡・調整を行う為、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 森田貴子氏は、税理士として財務及び会計に関する十分な知見を有しております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）岡野好孝氏、小野正典氏、北野雅教氏、森田貴子氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社と取締役（監査等委員）岡野好孝氏、小野正典氏、北野雅教氏、森田貴子氏は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、賠償責任の限度としております。

##### (3) 補償契約の内容の概要

該当事項ありません。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

#### (5) 当該事業年度に係る取締役の報酬等

##### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、公平かつ適正に定めることを目的とした指名報酬委員会において役職、職責及び評価に基づき提案されております。なお、取締役へのインセンティブ付与に関する施策については、会社の規模・現状等総合的に判断してその時期ではないと考えております。

##### ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の第59回定時株主総会の第5号議案により年額120百万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）、取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の第59回定時株主総会の第6号議案により年額24百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、監査等委員である取締役は4名）です。

##### ③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会決議に基づき、代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとします。その権限の内容は、各業務執行取締役の前事業年度の担当部門の業績達成度合いを踏まえた基本報酬の額の決定とします。これらの権限を委任した理由は、上記手続により決定しているため、相当であると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		支給人員 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	88,745	48,745	40,000	5
(うち社外取締役)	(-)	(-)	(-)	(0)
取締役 (監査等委員)	19,035	19,035	(-)	4
(うち社外取締役)	(9,045)	(9,045)	(-)	(3)
合計	107,780	67,780	40,000	9

(注) 1. 上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まれておりません。

2. 第59回定時株主総会の第5号議案により、取締役 (監査等委員を除く) の報酬額は年額120百万円以内 (総額)、第59回定時株主総会の第6号議案により、取締役 (監査等委員) の報酬額は年額24百万円以内 (総額) と決定しております。

3. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。

⑤業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬として取締役 (監査等委員である取締役を除く。) に対して賞与を支給する場合があります。

業績連動報酬等の額の算定方法の基礎として選定した業績指標の内容は、各連結会計年度の経常利益であり、また当該業績指標を選定した理由は、連結会計年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当社グループの事業内容に照らし本業業績を端的に示すためであります。

業績連動報酬等の額の算定にあたっては、営業利益、当期純利益を考慮の上、従業員賞与や株主還元等とのバランスを勘案して算出しております。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）	小 野 正 典	該当事項はありません。
取締役（監査等委員）	北 野 雅 教	該当事項はありません。
取締役（監査等委員）	森 田 貴 子	該当事項はありません。

②他の法人等の社外役員との重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）	小 野 正 典	該当事項はありません。
取締役（監査等委員）	北 野 雅 教	該当事項はありません。
取締役（監査等委員）	森 田 貴 子	該当事項はありません。

③当事業年度における社外取締役（監査等委員）の主な活動状況

取締役会には、小野正典氏は15回中14回、北野雅教氏は15回中15回、森田貴子氏は15回中15回出席し、それぞれの立場から、その経験と見識に基づき適宜発言を行っております。

また監査等委員会には小野正典氏は13回中13回、北野雅教氏は13回中13回、森田貴子氏は13回中13回出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っています。

④社外役員が当社子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤社外役員に関する事項の記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 24百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 24百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査、金融商品取引法に基づく監査及び連結子会社として親会社へ報告する財務諸表の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (5) その他の事項

該当事項はありません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>7,784,590</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,244,391</b>
現金及び預金	3,219,813	支払手形及び買掛金	592,278
電子記録債権	705,878	電子記録債務	513,410
受取手形	37,655	短期借入金	1,638,000
売掛金	1,918,348	一年内返済予定の長期借入金	553,626
商品及び製品	652,655	リース債務	171,385
仕掛品	355,337	未払法人税等	139,455
原材料及び貯蔵品	737,519	賞与引当金	191,047
その他の他	167,099	役員賞与引当金	40,000
貸倒引当金	△9,718	製品補償損失引当金	8,000
<b>固 定 資 産</b>	<b>4,947,444</b>	その他の他	397,187
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>4,200,076</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,807,720</b>
建物及び構築物	1,131,065	長期借入金	2,338,689
機械装置及び運搬具	829,942	リース債務	426,821
土地	1,715,871	役員退職慰労引当金	7,665
リース資産	443,605	退職給付に係る負債	550,906
建設仮勘定	33,263	繰延税金負債	76,993
その他の他	46,327	再評価に係る繰延税金負債	314,794
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>182,844</b>	その他の他	91,850
リース資産	148,856	<b>負 債 合 計</b>	<b>8,052,111</b>
その他の他	33,988	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>564,523</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,605,703</b>
投資有価証券	279,040	資本金	1,277,000
保険積立金	40,861	利益剰余金	2,560,313
繰延税金資産	203,339	自己株式	△231,610
その他の他	41,281	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,074,220</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>12,732,035</b>	その他有価証券評価差額金	94,906
		土地再評価差額金	734,519
		為替換算調整勘定	214,800
		退職給付に係る調整累計額	29,994
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,679,923</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>12,732,035</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		9,511,283
売上原価		7,363,537
売上総利益		2,147,745
販売費及び一般管理費		1,352,446
営業利益		795,299
営業外収益		
受取利息	1,172	
受取配当金	9,281	
為替差益	83,640	
受取手数料	9,090	
雑収入	42,347	145,533
営業外費用		
支払利息	49,759	
雑損失	5,648	55,407
経常利益		885,424
特別利益		
助成金等収入	27,986	
固定資産売却益	2,856	
投資有価証券売却益	12,786	43,629
特別損失		
固定資産除売却損	1,727	
投資有価証券売却損	50	
臨時休業等による損失	29,753	31,531
税金等調整前当期純利益		897,523
法人税、住民税及び事業税	176,406	
法人税等調整額	91,085	267,492
当期純利益		630,031
親会社株主に帰属する当期純利益		630,031

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,183,895</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,283,267</b>
現金及び預金	2,017,874	支払手形	7,928
受取手形	37,655	買掛金	966,579
売掛金	1,507,630	電子記録債務	513,410
電子記録債権	705,878	短期借入金	1,338,000
商品及び製品	556,929	関係会社短期借入金	500,000
仕掛品	919	一年内返済予定の長期借入金	333,656
材料及び貯蔵品	164,554	一年内返済予定の関係会社長期借入金	36,717
関係会社未収入金	869,595	未払費用	260,166
関係会社短期貸付金	190,000	未払法人税等	58,733
その他	136,198	賞与引当金	61,599
貸倒引当金	△3,340	役員賞与引当金	40,000
		その他	166,477
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,225,815</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,361,214</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,691,056</b>	長期借入金	1,177,123
建物	248,447	関係会社長期借入金	73,434
構築物	6,648	退職給付引当金	430,251
機械装置及び運搬具	53,676	再評価に係る繰延税金負債	314,794
工具器具備品	15,555	その他	365,612
土地	1,155,500	<b>負 債 合 計</b>	<b>6,644,482</b>
リース資産	208,078	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	3,149	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,935,749</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>171,736</b>	資本金	1,277,000
リース資産	148,856	資本剰余金	3
その他	22,879	その他資本剰余金	3
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,363,022</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>890,355</b>
投資有価証券	278,435	利益準備金	91,943
関係会社株式	217,105	その他利益剰余金	798,411
関係会社出資金	524,420	別途積立金	260,000
関係会社長期貸付金	97,912	繰越利益剰余金	538,411
繰延税金資産	183,877	<b>自 己 株 式</b>	<b>△231,610</b>
その他	61,369	評価・換算差額等	829,478
貸倒引当金	△98	その他有価証券評価差額金	94,959
<b>資 産 合 計</b>	<b>9,409,710</b>	<b>土 地 再 評 価 差 額 金</b>	<b>734,519</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,765,227</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>9,409,710</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売上高	8,457,975
売上原価	7,078,545
売上総利益	1,379,429
販売費及び一般管理費	987,218
営業利益	392,210
営業外収益	
受取利息	1,396
受取配当金	65,305
為替差益	80,853
設備賃料	14,654
経営指導料	10,000
受取手数料	9,090
雑収入	50,278
営業外費用	
支払利息	27,183
設備賃借費用	13,753
雑損失	3,483
経常利益	579,370
特別利益	
固定資産売却益	2,856
投資有価証券売却益	12,786
助成金等収入	12,976
特別損失	
固定資産除売却損	1,704
投資有価証券売却損	50
臨時休業等による損失	15,939
税引前当期純利益	590,294
法人税、住民税及び事業税	51,709
法人税等調整額	42,020
当期純利益	496,564

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

東京コスモス電機株式会社  
取締役会 御中

監 査 法 人  
東京都区  
指 定 社 員  
指 務 執 行 社 員  
指 務 執 行 社 員

公認会計士 小林 新 太 郎  
公認会計士 富 所 真 男

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京コスモス電機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京コスモス電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、過誤の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

東京コスモス電機株式会社  
取締役会 御中

監査法人  
東京都区  
指業指業  
業務執行社員  
業務執行社員  
公認会計士 小林 新太郎  
公認会計士 富所 真男

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京コスモス電機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

東京コスモス電機株式会社 監査等委員会

監査等委員 岡野好孝 ㊟

監査等委員 小野正典 ㊟

監査等委員 北野雅教 ㊟

監査等委員 森田貴子 ㊟

(注) 監査等委員小野正典、北野雅教及び森田貴子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株 主 メ モ

■ 事 業 年 度 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日

■ 定 時 株 主 総 会 毎年 6 月下旬

■ 同総会議決権行使株主確定日 3 月 31 日

■ 期末配当金 受領株主 確定日 3 月 31 日

■ 公 告 の 方 法

当社公告につきましては、電子公告により行います。

但し、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。

公告掲載 URL <https://www.tocos-j.co.jp/>

■ 株 主 名 簿 管 理 人

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

■ 特 別 口 座 の 口 座 管 理 機 関

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

■ 同 連 絡 先

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

東京都府中市日鋼町 1-1

郵送先：〒137-8081

新東京都郵便局私書箱第 29 号

TEL 0120-232-711（通話料無料）

■ 上 場 証 券 取 引 所

東 京 証 券 取 引 所

- (ご注意) 1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱 UFJ 信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱 UFJ 信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱 UFJ 信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱 UFJ 信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱 UFJ 信託銀行本支店でお支払いたします。